

社会保険の算定基礎届について

毎年 7 月は社会保険の算定基礎届の届出の時期です。

毎年 7 月は社会保険の算定基礎届の届出の時期です。算定基礎届で決定した標準報酬月額がその年の 9 月から翌年の 8 月まで適用されます。そこで今回は算定基礎届の疑問を Q&A 形式でまとめてみました。

Q. パートタイマーは月 17 日未満の人が多いのですが…

A. 時給や日給のパートタイマーの場合は、実際に出勤した日を支払い基礎日給とし、次のいずれかの方法で計算します。

- ① 4～6 月のうち、支払基礎日数 17 日以上のある月は、17 日以上のある月だけで報酬を平均する。
- ② 3 か月とも 17 日未満の場合は、そのうち支払基礎日数が 15 日以上ある月だけで報酬を平均する。
- ③ 3 か月とも 15 日未満の場合は、従前の標準報酬月額と同じ額で決定される。

Q. 毎年 4～6 月に残業が多いと損をするのでは？

A. 確かに、4～6 月に残業が多いと標準報酬月額が高くなり、保険料の負担も大きくなります。7 月以降はほとんど残業がなかったとしても、基本給などの固定的賃金の変動しなければ月額変動届による改定も行うことができませんので、1 年間、保険料の負担は大きいままで「損をする」と言えるかもしれません。そこで、このようなケースについては、過去 1 年間（前年 7 月～当年 6 月）の平均によって標準報酬月額が決定されるという特別な取り扱い（「年間平均による保険者算定」）があります。ただし、次の 3 つの要件を満たしたうえで申し立ての手続きが必要です。

- ① 4～6 月で算定した額と過去 1 年間で算定した額に 2 等級以上の差があること
- ② その差が業務の性質上例年発生すると見込まれること
- ③ 被保険者本人が同意していること

Q. 産休・育児や長期療養で無休の人は？

A. 出産・育児や病気や療養で休職していて、4～6 月に報酬が全く支給されない人も届け出は必要です。報酬の平均はゼロとして提出しますが、標準報酬月額はゼロではなく、休職開始前と同じ額で決定されます。ただし、産前産後休業期間中や育児休業期間中は保険料の免除制度がありますので、従前と同じ額で標準報酬月額が決定されても保険料が徴収されるわけではありません。

その他詳細については久保総合会計事務所にご相談ください。

TEL06-6930-6388

HP アドレス <http://kubokaikei.com/>